

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
08.01		ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)								無税		
		ココヤシの実										
0801.11	000	乾燥したもの	6%	3%	無税				無税			KG
0801.19	000	その他のもの	6%	3%	無税				無税			KG
		ブラジルナット										
0801.21	000	殻付きのもの	4%	3%	無税							KG
0801.22	000	殻を除いたもの	4%	3%	無税							KG
		カシューナット										
0801.31	000	殻付きのもの	無税	(無税)				無税	無税			KG
0801.32	000	殻を除いたもの	無税	(無税)				無税	無税			KG
08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)										
		アーモンド										
0802.11		殻付きのもの								無税		
	100	1 ビターアーモンド	無税	(無税)				無税	無税			KG
	200	2 スイートアーモンド	4%	2.4%	無税							KG
0802.12		殻を除いたもの								無税		
	100	1 ビターアーモンド	無税	(無税)				無税	無税			KG
	200	2 スイートアーモンド	4%	2.4%	無税							KG
		ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)										
0802.21	000	殻付きのもの	10%	6%	無税					無税		KG
0802.22	000	殻を除いたもの	10%	6%	無税					無税		KG
		くるみ										
0802.31	000	殻付きのもの	10%	(10%)					6.6%	8.8%		KG
0802.32	000	殻を除いたもの	10%	(10%)					6.6%	8.8%		KG
0802.40	000	くり(カスターネア属のもの)	16%	9.6%						9.0%		KG
0802.50	000	ピスタチオナット	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG
0802.60	000	マカダミアナット	5%	(5%)	2.5%	無税			無税	無税		KG
0802.90		その他のもの										
	100	1 びんろう子	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG
	300	2 ベカン	5%	4.5%	無税					無税		KG
	900	3 その他のもの	20%	12%						10.9%		KG
08.03		バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)										
0803.00		1 生鮮のもの										
	100	(1)毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの	40%	20%	10%	無税			附属書 第2節注 釈9に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	附属書 第2部第1 節注釈2 に定める 関税割当 数量以内 のもの 無 税		KG
									その他の もの 8.1%	その他の もの 10.0%		
	100	(2)毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	50%	25%	20%	無税			附属書 第2節注 釈9に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税	附属書 第2部第1 節注釈2 に定める 関税割当 数量以内 のもの 無 税		KG
									その他の もの 16.3%	その他の もの 20.0%		
	200	2 乾燥したもの	6%	3%	無税				無税	無税		KG
08.04		なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)										
0804.10	000	なつめやしの実	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG
0804.20		いちじく	10%	6%	3%	無税				2.5%		
	010	- 生鮮のもの										KG
	090	- 乾燥したもの										KG
0804.30		パイナップル										
	010	1 生鮮のもの	20%	17%								KG
	090	2 乾燥したもの	12%	7.2%		無税						KG
0804.40		アボカドー	6%		無税				無税	無税		
	010	- 生鮮のもの		3%								KG
	090	- 乾燥したもの		3%								KG
0804.50		グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	6%	3%	無税				無税	無税		
		- 生鮮のもの										
	011	- - マンゴー										KG
	019	- - その他のもの										KG
	090	- 乾燥したもの										KG
08.05		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)										
0805.10		オレンジ							附属書 第2節注 釈10に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税			
	000	1 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	20%	16%						15.0%		KG
	000	2 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	40%	32%						30.0%		KG
0805.20	000	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	20%	17%						15.9%		KG
0805.40		グレープフルーツ(ポメロを含む。)	10%						6.6%	8.8%		
	000	- 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの		(10%)								KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
0805.50	000	- 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キ トルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア)	無税	(10%) (無税)				無税	無税	無税		KG
	010	- レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)										KG
	090	- ライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティ フォリア)										KG
0805.90		その他のもの										
	020	1 ライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティ フォリアを除く。)	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG
	090	2 その他のもの	20%	17%						15.9%		KG
08.06		ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)										
0806.10		生鮮のもの										
	000	1 毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの	20%	17%					毎年4月1 日から同 年7月31 日までに 輸入され るもの 8.5%	6.8%		KG
	000	2 毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの	13%	7.8%						15.5%		KG
0806.20	000	乾燥したもの	2%	1.2%	無税				無税	無税		KG
08.07		パパイア及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)										
		メロン(すいかを含む。)										
0807.11	000	すいか	10%	6%					4.0%	無税		KG
0807.19	000	その他のもの	10%	6%					4.0%	5.0%		KG
0807.20	000	パパイア	4%	2%	無税				無税	無税		KG
08.08		りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)										
0808.10	000	りんご	20%	17%						15.5%		KG
0808.20	000	なし及びマルメロ	8%	4.8%					3.6%	4.0%		KG
08.09		あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー (生鮮のものに限る。)										
0809.10	000	あんず	10%	6%					4.5%	5.0%		KG
0809.20	000	さくらんぼ	10%	8.5%					6.3%	7.4%		KG
0809.30	000	桃(ネクタリンを含む。)	10%	6%					4.5%	5.0%		KG
0809.40	000	プラム及びスロー	10%	6%					4.5%	5.0%		KG
08.10		その他の果実(生鮮のものに限る。)										
0810.10	000	ストロベリー	10%	6%					3.0%	5.0%		KG
0810.20	000	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	10%	6%	3%	無税			無税	無税		KG
0810.40	000	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	10%	6%	3%	無税			1.5%	無税		KG
0810.50	000	キウイフルーツ	8%	6.4%						5.3%		KG
0810.60	000	ドリアン	10%	5%	2.5%	無税				無税		KG
0810.90		その他のもの	10%									
	210	- ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		5%	2.5%	無税			無税	無税		KG
		- その他のもの		6%								
	291	- - ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及 びグーズベリー			3%	無税			1.5%	無税		KG
	299	- - その他のもの							3.0%	5.0%		KG
08.11		冷凍果実及び冷凍ナット(調理していないもの及び蒸気又は水煮によ る調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加え てあるかないかを問わない。)										
0811.10		ストロベリー										
	100	1 砂糖を加えたもの	16%	9.6%					6.4%	8.4%		KG
	200	2 その他のもの	20%	12%					8.0%	10.9%		KG
0811.20		ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラック カーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベ リー								無税		
	100	1 砂糖を加えたもの	16%	9.6%	4.8%	無税			2.4%			KG
	200	2 その他のもの	10%	6%	3%	無税			1.5%			KG
0811.90		その他のもの										
		1 砂糖を加えたもの										
	110	(1)パイナップル	28%	23.8%								KG
	130	(2)ベリー	16%	9.6%	4.8%	無税				無税		KG
	140	(3)サワーチェリー	18.4%	13.8%	6.9%	無税				6.3%		KG
	150	(4)桃及びなし	10%	7%		無税			4.6%	6.1%		KG
		(5)その他のもの	20%									
	120	- パパイア、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリ ンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャン ボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップ ル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ラン ソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		12%	6%	無税			3.0%	5.5%		KG
	190	- その他のもの		12%					りんご及 びかんき つ類(グ レープフ ルーツ、 レモン及 びライム を除く。) 以外のも の 9.0%	10.9%		KG
		2 その他のもの										
	210	(1)パイナップル	28%	23.8%								KG
	220	(2)パパイア、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリ ンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャン ボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップ ル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ラン ソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	12%	7.2%	3.6%	無税			1.8%	無税		KG
		(3)桃、なし及びベリー	10%									
	230	- ベリー		6%	3%	無税			1.5%	無税		KG
	240	- 桃及びなし		7%		無税			4.6%	6.1%		KG
		(4)その他のもの	20%	12%								
	280	- カムカム			2%	無税				無税		KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	290	- その他のもの							りんご及びかんきつ類(グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。)以外のもの 9.0%	10.9%		KG
08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)										
0812.10	000	さくらんぼ	20%	17%						15.9%		KG
0812.90		その他のもの										
		1 パナナ										
	100	(1)毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの	40%	20%								KG
	100	(2)毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	50%	25%								KG
		2 オレンジ										
	200	(1)毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	20%	16%						15.0%		KG
	200	(2)毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	40%	32%						30.0%		KG
		3 グレープフルーツ(ボメロを含む。)								8.8%		
	300	(1)毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	20%	10%								KG
	300	(2)毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	40%	10%								KG
		4 その他のもの										
	410	(1)レモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。)	10%	無税				無税	無税	無税		KG
	430	(2)くり	16%	9.6%						9.0%		KG
		(3)その他のもの	20%									
	420	- パパイア、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		12%	6%	無税			3.0%	5.5%		KG
	440	- マンダリン、タンジエリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		17%						15.9%		KG
	490	- その他のもの		12%						10.9%		KG
08.13		乾燥果実(第08.01項から第08.06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの										
0813.10	000	あんず	15%	9%		無税				7.9%		KG
0813.20	000	ブルーン	4%	2.4%	無税					無税		KG
0813.30	000	りんご	15%	9%						7.9%		KG
0813.40		その他の果実										
	010	1 ペリー	12%	9%	4.5%	無税			3.0%	無税		KG
		2 その他のもの	15%									
	021	- パパイア、ボポー、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ		7.5%	3.8%	無税			1.9%	無税		KG
	022	- 干しがき		9%		無税				7.9%		KG
	023	- サントル		9%	4.5%	無税				無税		KG
	029	- その他のもの		9%		無税			6.0%	7.9%		KG
0813.50		この類のナット又は乾燥果実を混合したもの										
	010	1 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチオナット、第0802.90号のナット(びんろう子を除く。)又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)	10%	6%	3%	無税				無税		KG
	090	2 その他のもの	20%	12%	6%	無税				5.5%		KG
08.14												
0814.00	000	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)	2.5%	1.5%	無税				無税	無税		KG